平成２９年（フ）第２４３号
兵庫県川西市丸山台３丁目５番地の107
債務者　星野　　恵（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
兵庫県伊丹市堀池２丁目５番１－３号
債務者　前田那智子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番６－205号
債務者　池田礼二郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８８号
神戸市北区花山東町３番25―508号
債務者　南方　博良
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４号
福岡県久留米市原古賀町18番地８　川原ビル302号
債務者　庄村　英夫
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１８０号
佐賀市新郷本町13番10－202号　ボワモンターニュ
債務者　笹井　美苗
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
佐賀市駅前中央２丁目８番11号
債務者　中嶋　　明
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
佐賀市鍋島町大字蛎久1492番地10　ｐｌｕｍ　ｂｅｒｌ　202号
債務者　榎本　拓也
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
佐賀市高木瀬西３丁目３番31号
債務者　川原美智代
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７３号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘４棟1108号
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０４号
和歌山県有田市宮崎町580番地３
債務者　北村　正樹
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１号
和歌山市田尻785番地２
債務者　榊　　道代
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０５号
和歌山市三葛560番地２　フジパレス三葛207号
債務者　中　　健輔
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０８号
和歌山県紀の川市貴志川町国主150番地10
債務者　宇野　　遼
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１４号
和歌山県橋本市隅田町芋生161番地
債務者　木村　栄士
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３１号
和歌山県岩出市根来727番地の13
債務者　佐納　徳子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３８号
和歌山県岩出市水栖465番地の２（１－１号）
債務者　大津　久和
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３９号
和歌山県岩出市水栖496番地（110号）
債務者　井原　祥文
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係